

マージン率等に係る情報提供

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

株式会社アイネット

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報を提供します。

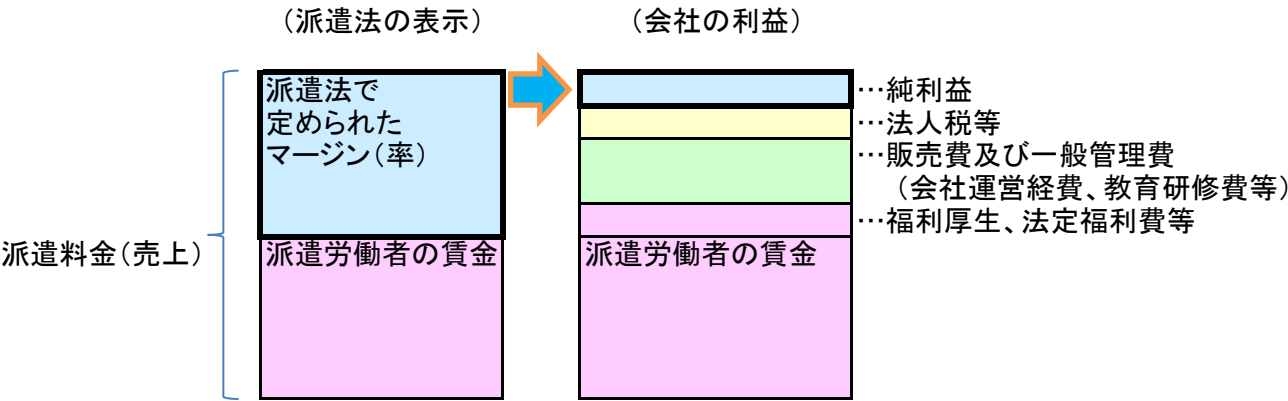
記

	本社	東京	
1、令和6年6月1日付派遣労働者数	2	59	人
2、令和5年度 派遣先事業社数	1	19	社
3、令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たりの平均額 (8時間労働として計算))	29,417	45,739	円
4、令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの平均額 (8時間労働として計算))	24,768	28,650	円
5、労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を 控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	15.8	37.4	%

～～ マージン率について(イメージ図) ～～

派遣法で定められたマージン率の算出方法
$$= \frac{\text{マージン(派遣料金(売上) - 派遣労働者の賃金)}}{\text{派遣料金(売上)}}$$

※なお、上記派遣法で定められたマージン(率)の中には、社員の方への教育訓練や
福利厚生の実施など会社運営に必要な経費等も含まれております。



6、派遣労働のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 人事部 TEL045-682-0797

訓練内容	対象者	方法	主体	費用負担	賃金支給	時間
新入社員研修	未経験新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	6ヶ月
選抜主任研修	役職者候補の主任職者	OFF-JT	弊社	無償	有給	16時間
選抜係長研修	役職者候補の係長職者	OFF-JT	弊社	無償	有給	16時間
管理職研修	管理職	OFF-JT,OJT等	弊社	無償	有給	12時間
情報セキュリティ教育等	全社員	e-ラーニング等	弊社、派遣先	無償	有給	

7、派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☒ 労使協定を締結している。協定書の職種及び有効期間の終期 プログラマー 2026年3月31日